

港区立公共駐車場の管理運営に関する年度協定書（令和6年度）

港区（以下「甲」という。）とタイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社・日本管財株式会社グループ（以下「乙」という。）とは、令和6年4月1日に、港区立公共駐車場（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した「港区立公共駐車場の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関わる年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施で得た利用料金の収入に対し乙が甲に支払う納付金について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和6年度の業務内容は、基本協定第9条に定めるとおりとする。

（納付金の額）

第4条 基本協定第33条第2項に規定する納付金の額は、年額112,648,000円（消費税を含む。）とする。

2 乙は、本業務で得た利用料金の収入が、年額356,400,000円（消費税を含む。）を超えた場合は、その超過した額の50パーセントに相当する額を甲に支払うものとする。

（納付金の支払）

第5条 納付金は、四半期ごとに、乙が支払うものとする。ただし、基本協定第34条の規定により納付金の額を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める四半期ごとの納付金の支払額は、次のとおりとする。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	28,162,000円
第2四半期	28,162,000円
第3四半期	28,162,000円
第4四半期	28,162,000円
合 計	112,648,000円

3 乙は、前項の納付金について、適正な請求があったときは、請求のあった日から3

0日以内に甲に納付するものとする。ただし、前条第2項及び第4四半期の納付金については、令和7年5月15日までにその額を甲に納付しなければならない。

- 4 乙は、前項の期間内に第1項及び第2項で定める支払金額を支払わないときは、甲に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭 ⑨

乙 東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社内
タイムズ24株式会社・タイムズサービス
株式会社・日本管財株式会社グループ
代表団体 タイムズ24株式会社
代表取締役 西 川 光 一 ⑨